

一般質問

6月定例会では、5議員から6項目の質問がありました。

一般質問目次

佐藤久哉議員

○津別町の少子高齢化対策をどう進めるのか

茂呂竹裕子議員

○郡部住民へのサービス向上を図れないか

小田島利英議員

○原油高で公共工事費の適正な算定はされているか

鹿中順一議員

○自治会連合会に対する交付金を見直せないか

篠原真稚子議員

○子育てクーポン券を導入する考えはないか

○商工スタンプや商品券で納税できないか



佐藤議員 町長は、今年度を計画策定の年と位置づけられました。今年度においては各種の計画が策定され、来年度以降、とまっていたまちづくりが動き出すものと町民の皆さんも大きな期待をよせています。その各種計画の中でも最上位に位置づけられるものが「津別町第5次総合計画」

Q 津別町の少子高齢化対策をどう進めるのか

A 今後の計画策定の中でしっかりと議論したい

佐藤議員 町長は、今年度を計画策定の年と位置づけられました。今年度においては各種の計画が策定され、来年度以降、とまっていたまちづくりが動き出すものと町民の皆さんも大きな期待をよせています。その各種計画の中でも最上位に位置づけられるものが「津別町第5次総合計画」

①高齢者にとって重要なのは健康であることであり、そのために町としては健康づくりの拠点となる施設をつくり、



健康カウンセラーや健康トレーナーを常駐させ、健康づくりの相談や指導を自発的に受けられる場所とシステムをつくって行くべきだと考えます。

②少子化対策については、若年者の就業の場を確保することが一番と考えていますが、他の自治体において実効性があった子育て支援策は、やはり金銭面での補助を中心とした複合的な施策ではないかと思えます。わが町においても例えば15歳になったら公立高校の3年間の授業料に相当する額の助成を柱としての支援策を組み立てるといったのはどうでしょうか。

町長 総合的な健康づくりを進めるうえで高齢者が日常的に気軽に訪れて運動や交流ができる、そういった総合保健センターのようなものがありますと健康増進対策は有効に働き、運動のほか専門スタッフによる健康相談や高齢者同士の会話などを通じて心身ともにリラックスした生活ができるものと考えます。22年度を初年度とする津別町第5次総合計画の策定は、「まちづくりフォーラム」を皮切りにスタートしますが、7月1日開催予定の第1回策定審議会以降、この施設の必要性や

津別町まちづくりフォーラム



の事業を実施しています。出生率を高めるためには様々な対策が必要だと思います。中でも、議員がご指摘のように若年者の就業の場を確保し安定的な経済状況の下で生活し、安心して出産できる環境づくりが重要と考えています。

本町は有力な木材関連企業や食品製造企業等もあり、今後の就労環境としては他の市町村に比べても恵まれている状況にあると考えていますが、町に住んでもらうための環境づくりは、住宅問題なども含め大きな行政課題であると認識しています。提案のありました授業料に相当する額を助成する祝い金的な施策については、全国の市町村でも実施例があります。

形体、他の施設との優先度なども議論されていくものと考えています。また議員に委員長を務めていただいております住生活基本計画策定委員会の中でも当然話題となる項目と考えていますので、私自身も議論経過を聞きながら検討したいと思っています。

次に、少子化対策としての金銭補助の問題ですが、国においては15年度に制定の少子化対策基本法に基づいて少子化対策大綱や子ども・子育て応援プランが策定され、本町においても平成17年3月に津別町次世代育成支援対策推進行動計画書を策定し、現在81

本町においては少子化対策の一環として児童養育手当の支給を行ってきましたが、国の児童手当の拡充により17年度をもって事業を廃止したところですが、少子化に対する市町村の具体的な施策については、財政を含めたそれぞれの状況の中で特徴を出して行うべきと考えています。本町としては、祝い金的なものには敬老年金の廃止の折にもご議論いただいたように財政状況を勘案し基本的には行わないこととし、具体的な事業の

展開の中で限られた予算を効果的に執行したいと考えています。最近においても、少子化対策ということで国の方針もあります。妊婦健診助

Q 郡部住民へのサービス向上を図れないか

A 受付期間を延長し対応したい



の公的サービスや、除排雪や買い物など日々の暮らしにも不便を強いられる、とありました。まさにそのとおりと実感したのは、相生地区で町政懇談会をもったときです。地域での暮らしが深刻化してい

成の拡充、出産一時金の増額、放課後子どもプラン事業など少しずつですが着実に事業を推進させているところです。いずれにしても次期総合計画

に向けて少子高齢化も含めた福祉の問題は大きなテーマですので、しっかり議論したいと考えています。



る状況に対し、行政の対応が逆行しているのではという訴えでした。一つ目は、18年度まで相生で行っていた移動健診が19年から廃止され、気軽に健診が受けられなくなった。町まで出て受けるには、時間もバス代もかかり、受けるかどうか迷っている。二つ目は、18年度まで役場職員が出向いて行っていた確定申告が廃止され、市街で申告を行ったが長時間待った挙句、書類の不備で再度足を運ばざるを得ず大変な思いをした。三つ目は、高齢者でもある目の不自由な方が通院のため介護保険でヘルパーに付き添ってもらえるか尋ねたところ、市街地区ではないのでできないと言われた。町からバス券もタクシー券ももらっているが、介助がなければ外出できない。何か方法はないか、というもので

茂呂竹議員 津別町は年々3桁で人口が減っています。中でも、中心街から離れた相生や本岐の人口減・高齢化は顕著です。北海道新聞の社説(6月3日)は、道が行った限界集落の実態調査では全集落の1割弱570か所に達し、2年前の国の調査より200か所も一気にふえ、10年後は2千400か所になり、何の手も打たずに人口流出を許せば、9割の市町村にまでふえかねない。限界集落では若者や子どもが減り、医療や福祉、教育など

した。一つ目と二つ目は、市街地から遠く離れているため、行政によって便宜が図られていたものと思うが、取りやめた理由は何か。やめることについて、地域住民に説明し、合意が得られたのか。三つ目は、介護保険が非常にわかりにくいし、保険制度の制約があると思う何が問題なのか。どんなサービスが受けられるのかお聞きしたい。



町長 本町は、平成9年から札幌商工診療所に集団健診を委託しています。採算ベースが50人で、これまで実施してきた相生、本岐、活波の三地区は年々受診者が減少し、本岐、活波地区は16年度、相生は18年度でそれぞれ自治会長と協議を中止しました。相生の受診実績では、10年が25人、13年の37人以外14、16人となっております、19年度から

市街地での受診では10人です。今年度スタートの特定健診の対象者は33人ですが、集団健診7回のほかに今年度から津別病院で毎週木曜日と第1、第3土曜日に個別健診を受けられる体制をとり6月5日から2月28日までの午前中予約により受診できますので、この期間に受けていただきたいと思います。

確定申告も申告者の利便性を図るため行ってきましたが地域での申告減少が続き、16年度で本岐地区を廃止し、18年度相生地区窓口を廃止しました。今年、相生地区の方たちの利便性を考慮し3月3日から7日までの一週間、通常午後5時までのところ7時まで申告受付をしましたが、相生地区の利用者はありません。確定申告期間は1か月間あり、この期間に相生から市街に出る機会はずいぶんあります。同様の遠隔地で二又、上里、東岡等との均衡もあり中止しました。

三つ目の障害者・高齢者の移送サービスは、介護保険の認定が要支援以上で特殊車両が必要な寝たきり等の者という規定になっており、町内に子どものない独居または夫婦世帯で身体的、精神的に不安のある者が条件です。別に

「津別町通院等交通費助成事業」があり、非課税世帯で交通手段がなく町内に受診する科目がないため医師の指示により町外の医療機関に通院が

Q 原油高で公共工事費の適正な算定はされているか

A いろいろなケースを想定して対応したい

必要な場合、タクシー料金の2分の1を助成する制度、病気が障害の種類に応じた事業がありますので、窓口を通じて活用していただきたい。「遠

くの親戚より地元の役場」と言われており、十分対応できると思っています。



小田島議員 国土交通省は、

最近における「鋼材類・燃料油等の著しい上昇が、価格競争力に乏しい中小建設会社の収益を圧迫し、倒産などを招く恐れがあると判断し「単品スライド条項」の発動に踏み

切り、公共工事費の見直しを受け入れる方針を発表したが、資材価格の上昇による請負工事代金額の増加分が工事費全体の1割を超える額が基準となつていると思います。

公共工事の契約後において、工期内に特別な要因により、

工事材料等に著しい変動を生じ請負代金が不相当となったときは、工事費用の上積みが認められることになりました。これは、第2次オイルショック以来28年ぶりであり、北海道においても、国交省の通達を受けて、各市町村に対して同様の対応を実施するよう通知されていると思うが、その内容に津別町はどの様に

対応するのか。国が示した基準どおり実施しようとするのか。または、独自の対応策を考えているのか伺います。

通知されています。この措置は、昭和55年の第2次オイルショックの時に一度発動されています。

今回発動された「単品スライド条項」の内容は、鋼材と燃料油の二品目が対象となっています。これに伴い工事費の変更については、条項の発動が6月13日となっていますので、この基準日を基礎として算定され、上積みが必要とされる場合は、変更請求に基づいて発注者が負担すること

町長

公共工事費の適正な算定については、国土交通省が最近における資材等の価格高騰を踏まえ、工事請負契約書に規定する「単品スライド条項」の発動に踏み切り、その内容が6月18日付で網走土木現業所を通じて市町村に

